

平成 17 年 11 月

農林水産省との公開討論のテーマ（主要課題改革推進委員会）

1. 実効性ある転用規制等による農地の効率的利用の推進

○農地の権利制限について

- ・ 株式会社を含めた農地の所有・賃借の自由化
- ・ 全国展開されたリース制度の問題点の解消
- ・ 農業生産法人の設立要件の一層の緩和

○実効性ある転用規制について

- ・ 農用地区域等の決定手続及び転用許可等の手続における第三者機能の強化等
- ・ 農用地区域内農地以外の生産性の高い優良農地（甲種・第1種）等の事前決定

2. 農協改革等農業関連流通における競争促進

○農協の経営の透明性向上について

- ・ 実態を反映した部門別区分経理の徹底等
- ・ 外部の第三者による監査

○既存農協とそれ以外の主体とのイコールフットINGの確保について

- ・ 農協の部門間の内部補填の禁止 等

○農協の不公正な取引方法等への対応強化について

- ・ 独占禁止法のガイドラインの策定等
- ・ 農業協同組合法等における禁止行為の明確化、行政処分の強化

農業分野の規制改革に関する考え方

－農業の生産性向上、競争力強化に向けて－

1. 農地の効率的利用

- (1) 農地の権利制限の自由化
- (2) 実効性ある転用規制

2. 農協改革等農業関連流通における競争促進

平成17年11月28日

規制改革・民間開放推進会議

第5回主要課題改革推進委員会

1. 農地の効率的利用 (1) 農地の権利制限の自由化

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)

○個人や株式会社等の新規参入を促進するとともに、担い手への農地の利用集積を推進する。

(現 状)

- ✓ 農家による農地の保有と耕作が前提(耕作者主義)。
 - * 農家は減少(40年間で▲5割、就業者は▲7割)、高齢化(65歳以上54%(H16)→62%(H27見込み))。
- ✓ 株式会社は農業生産法人への出資を通じてのみ農地を保有可能。
 - * 農業生産法人にも農業関係者の過半の出資、役員等の要件あり。
- ✓ 本年9月に全国展開された株式会社へのリース制度もあくまで補完的な措置。
 - * 担い手が不足している地域に限定(耕作放棄地等が相当程度存在する地域)。
 - * 市町村等を通じた煩雑な手続が必要で、農家との直接契約は不可。

当会議としての改革案



意欲と経営力のある担い手の農業への参入の自由化に向けて、

- ✓ 株式会社等の主体の如何にかかわらず農地の所有・賃借を自由化。
 - ・株式会社等による不適切な農地の権利取得の横行、撤退等の懸念に関する実証的なデータ無し。
 - ・農地取得の3要件(①農地をきちんと耕作し、②必要な農作業にきちんと従事し、③効率的に耕作すること)の審査は、法人の組織としての能力で判断。
- ✓ リース制度の対象を耕作放棄地等に限定せず、優良農地を含めた全ての農地に拡大 等。

別紙1参照

 - ・リース制度の対象を「耕作放棄地等が相当程度存在する地域」に限定する理由不明。
- ✓ 農業生産法人の設立要件(構成員、役員)を一層緩和。
 - ・構成員要件(認定農業者の場合でも、一般企業等は総議決権の1/2未満までの出資に制限)、役員要件(過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)であること)等の要件を一層緩和し、経営力のある担い手参入促進。

1. 農地の効率的利用 (2) 実効性ある転用規制

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)

○農業委員会の機能の適正化及び関係行政機関等との連携強化を図り、農地の効率的利用を一層促進する。

(現 状)

✓ 農地は年々減少。

* S35年607万ha → H16年471万ha * H27年までに更に21万ha減少。うち14万haは農地転用(農水省推計)

* 転用許可は年10万件(宅地価格は農地の10倍超。転用によるキャピタルゲインへの期待大)

✓ 転用は農業委員会の意見書に基づき知事が許可。

* 農業委員会: 地元農業者からなる選挙委員(40名以内)と選任委員(学識経験者等5名程度)で構成。

別紙2
参照

✓ 優良な農地で原則転用不可の甲種・第1種農地は、転用申請があった際に初めて決定。

* 農用地区域内農地(農振法に基く優良農地で原則転用不可)は事前指定

当会議としての改革案

恣意的な農地転用を排除するため、耕作放棄地対策に加えて、

✓ 農業委員会等の委員構成の見直し等による第三者機能を強化。

- ・転用によるキャピタルゲイン等の利害関係からは中立的な、学識経験者等の第三者からなる体制へ。
- ・又は、当該地域の土地利用全体を考慮して転用の妥当性等を審査、判断する第三者機関を新設。

✓ 農用地区域の決定・解除手続の改善(審議会等中立的な第三者機関の関与)

- ・農地とそれ以外の土地利用との線引きの決定に農業関係者以外の意見が十分反映されず。
- ・地域住民の意見を個別聴取等するのみならず、学識経験者等を中心とした審議会の設置等が不可欠。

✓ 転用申請があつて初めて決定されている生産性の高い優良な農地(甲種・第1種)を事前決定。

- ・土地の属性の変化は、その時点での区分変更で対応可能。

2. 農協改革等農業関連流通における競争促進

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)

○農協を含めた多様なサービス提供主体間での競争を促進し、流通の合理化・効率化を図るため、農協改革等を進める。

(現 状)

✓ 農協は民間組織ではあるが、一般企業と比較して特殊。

別紙3参照

* 信用、共済、購買、販売事業等の兼業が可能(民間金融機関は他業禁止)。独禁法も適用除外。

✓ 農協は巨大な組織(本来は、小規模農家の相互扶助を目的に上記措置が講じられているところ)。

* 全体で、職員約26万人(H14)、金融・保険は民間の大企業並みの規模

✓ 農協のサービスは低水準。経済事業(共同販売・購入)は長年赤字(信用・共済事業等で穴埋め)。

別紙4参照

✓ 近年不祥事が多発。

別紙5参照

* 農水省は通算7回にわたる業務改善命令を全農へ発出。

* 最近も独禁法違反(不公正な取引方法)の疑いで立入検査の事例あり。

当会議としての改革案

真に担い手農家のためになる農業関連流通の実現に向け、

✓ 農協経営の透明性を向上。

○実態を反映した部門別区分経理の徹底

・少なくとも事業管理費の約7割を占める人件費についても区分経理。組合員のみならず、外部にも開示。

○外部の第三者(公認会計士)による監査

・現状はあくまで内部監査。他の金融機関と同様に外部監査を実施することが必要。

✓ 農協の部門間の内部補填を禁止等。

・経済事業の徹底した合理化の促進、農協以外の主体とのイコルフットイングの確保。

✓ 農協の不公正な取引方法等への対応を強化。

・独占禁止法上の不公正な取引方法に該当するおそれがある農協の行為を示した独占禁止法上のガイドラインの作成

・農業協同組合法等における禁止行為の一層の明確化、繰り返し行われる不正な取引等への行政処分の強化

リース特区制度の評価について

(株)ワタミファーム代表取締役社長 武内 智氏からのヒアリング(概要)

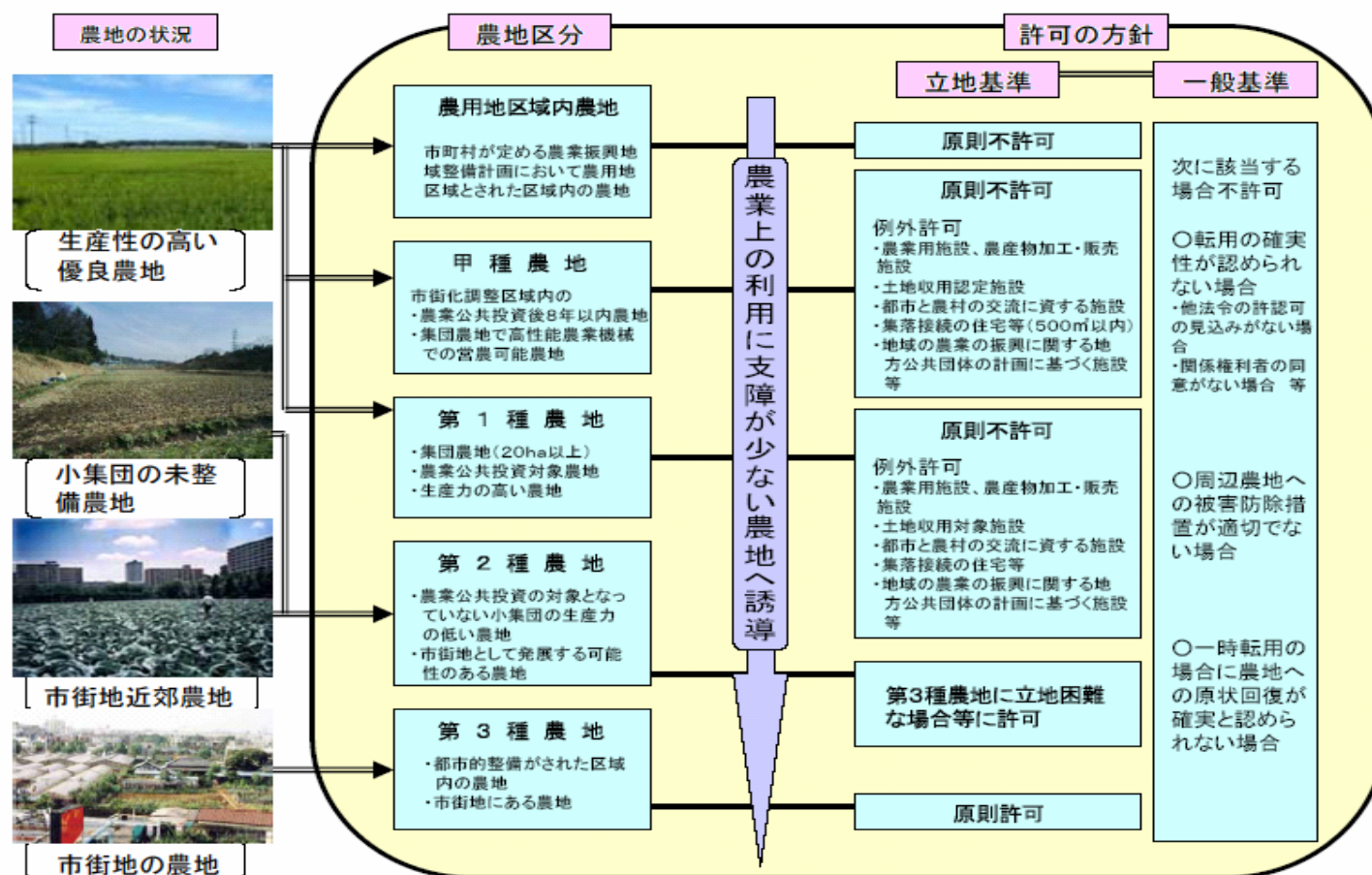
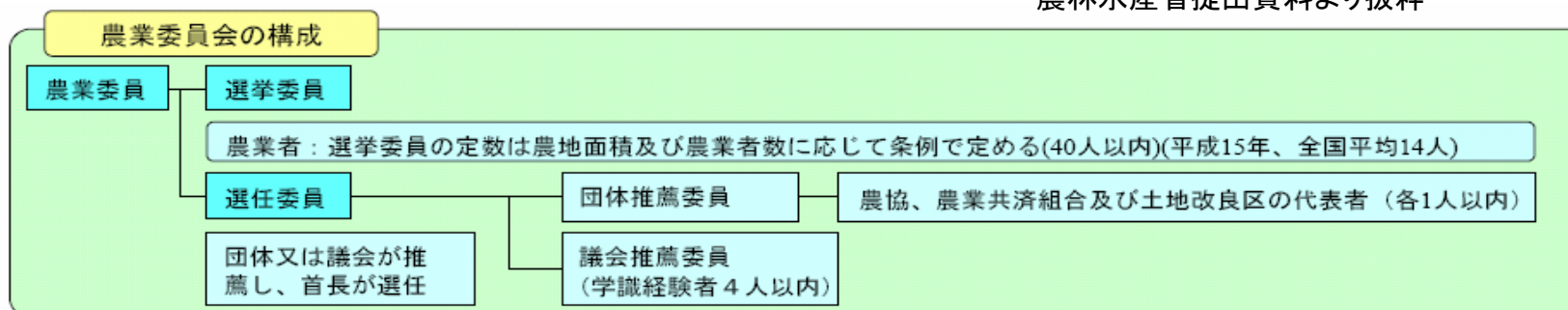
平成17年6月13日(月)農業・土地住宅WG(農業分野)より

- ✓農地のリース制度の全国展開については、何の意味もなく、変わらないと思う。本気になって行政が改善されないといけないと思う。
- ✓現状では荒れた土地が対象となり、元に戻すのに大きな初期投資が必要で、2-3年は耕作ができない状況である。千葉県白浜の特区に関しては、残念ながら悪い土地であった。遊休農地では、そのまま農業をしようとすると大きな痛手を食らうことになる。
- ✓手続に時間がかかる。行政が4月の予算執行までお金を動かさない。行政の都合に合わせなければいけないことになり、理解に苦しむ仕組みである。
- ✓また、規模の拡大には向かない面があり、農地が市町村をまたぐと対応できない。
- ✓結局、市町村の仲介で農地を借りるのは手間がかかる。現状では、株式会社ではなく、関連の農業生産法人として地主と直接交渉した方が効率的である。

農業委員会の委員構成、農地区分と転用許可について

別紙2

* 当会議農業・土地住宅WGへの
農林水産省提出資料より抜粋



○農協は信用事業と他の事業との兼業が可

・農協法第10条により農協の事業範囲は非常に幅広く規定（信用、共済、購買、販売事業等）されており、銀行法や保険業法のような他業禁止規定（銀行法第12条等）が設けられていないこと。

○独占禁止法適用除外（農協及び連合会）

・一定の事業（共同販売事業（出荷調整、共同販売、備蓄・保管等）、共同購買事業）に関し独占禁止法が適用除外されること。

・ただし、「不公正な取引方法を用いる場合」、「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより、不当に対価を引き上げることとなる場合」には、独占禁止法は適用される。

○農協が事業主体の共同利用施設等には多くの補助金が交付

・制度上は、平成15年度の補助金交付要件等の見直しにより、農協に交付先が限定された補助金は廃止されたが、その後も補助金の存在・内容が理解しにくい。

○税制上の特例

- ・国税：法人税率の軽減（一般企業30%→22%）、利用分量配当の損金参入、貸倒引当金の割増特例（16%割増引き当てが可）、地価税の軽減（土地等の価格の1/2）、印紙税・登録免許税の免除 等
- ・地方税：事業税の軽減（年間所得800万円超の一般企業11/100→7.5/100）、固定資産税の免除（一般企業の事務所1.4%）、特別土地保有税・事業所税の免除（農業者の共同利用に供する施設で生産の用に供するもの）、都市計画税の免除 等

○その他（特別に与えられている法的位置づけ）

- ・農業委員会の議席（首長が選任する選任委員の中で、農協の代表者1名の団体推薦の枠あり）
- ・信用事業を行う農協は、農地保有合理化法人として、農用地等の売買等の事業を行うことができる。

経済事業等の赤字体質と信用・共済事業による内部補填

－農協の部門別損益をみると、一組合当たりの損益は全体では121百万円の黒字となっているが、信用部門125百万円、共済部門281百万円の収益が、購買・販売部門や利用部門等他の全ての赤字部門の損失の合計286百万円を補った結果である。

○ 農協の部門別純損益の推移（1組合当たり）（単位：百万円）

	信用	共済	購買	販売	倉庫	加工	利用	その他	計
9	140	205	▲102	▲45	▲8	▲5	▲30	▲14	141
10	160	227	▲118	▲55	▲12	▲12	▲40	▲10	140
11	189	271	▲143	▲83	▲18	▲11	▲49	▲13	143
12	223	356	▲190	▲70	▲17	▲13	▲80	▲22	186
13	185	326	▲161	▲67	▲19	▲14	▲81	▲24	145
14	125	281	▲122	▲44	▲15	▲10	▲67	▲28	121

資料：農林水産省「経営分析調査書」（サンプル調査）

（注）部門別純損益とは、各事業毎の損益から配分額（管理部費、指導部費及び税金）を控除したもの。

なお、「従来、信用・共済事業の黒字で経済・指導事業の赤字を補ってきた農協が多数あったが、不良債権処理や資金収支の悪化により信用事業収支は悪化し、また共済事業についても事業量、事業総利益とも減少しており、赤字部門を放置したまま将来的にも信用・共済事業で収支全体を支えることは難しい状況となっている。」との指摘もある。

注）農林中金総合研究所の定期刊行物（「農林金融04年10月号」の「2002年度の農協経営の動向」）より

農協関係の独占禁止法の主な違反事例、警告事例等（昭和55年以降の兼業に伴う案件）

- ✓鶴岡市農業協同組合に対する件：組合員への農業近代化資金の融資に際し、自己から農業機械を購入することを条件とした。（独禁法第19条違反、昭和55年5月審決）
- ✓川西町農業協同組合に対する件：組合員への農業近代化資金の融資に際し、自己から農業機械を購入することを条件とした。（独禁法第19条違反、昭和55年9月審決）
- ✓三木町農業協同組合苺部会：苺の生産及び出荷に使用する資材は三木町農業協同組合から購入すること及びこれに従わないときは苺部会を除名し苺の共同出荷事業を利用させないことを決定した疑い。（独禁法第8条第1項関係、平成3年2月警告）
- ✓八代地域農業協同組合：JA八代が事業主体となって行ってきた複合経営促進施設のリース事業について、JA八代の組合員等に対し、農産物のJA八代への出荷等を義務づけることにより、競争者の取引機会を減少させるおそれを生じさせた疑い。（独禁法第19条関係、平成17年3月警告）
- ※最近の報道によると、①農家が農協以外の業者から飼料を購入するために預金を引き出す際に、農協の系列メーカー以外の飼料を購入しないよう強要した疑い（本年10月末、公取が北海道のあるJAを立入検査）②組合員（農家）に対し、組合施設を利用するための条件として肥料などの購入を強要した疑い（本年11月中旬、公取が近畿のあるJAを立入検査）

その他の事例

- ✓酪農をやっているが、牛乳を農協が買う代わりに、高いエサを売りつけてくる。これは、独占禁止法違反ではないかと思分は思う。エサは、農協以外からでも安く手には入る。（農協組合員からヒアリング（内閣府））
- ✓農協は、いざとなれば、融資債権と生産物の購入に係る債務を相殺することが可能であり、返済原資を全て農協が抑えてしまうこととなる。（地方金融機関からヒアリング（内閣府））
- ✓ある農業法人がスーパーと直接契約し、物流だけ仲卸を使った際、その仲卸に対して農協が、当該農業法人の物をやるのであれば出荷しないと圧力をかけたことがあった。（農業法人からヒアリング（内閣府））